

# 青森県報

第三千四百四十八号

平成二十一年  
十月十四日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

生活保護法による医療機関の指定.....(健康福祉課) 一

右 同.....( 同 ) 一

障害福祉サービス事業者の指定.....(障害福祉課) 一

### 公 告

大規模小売店舗の変更の届出.....(経営支援課) 二

右 同.....( 同 ) 三

### 公 営 企 業

青森県病院局文書規程の一部を改正する規程.....(病院局 経営企画室) 四

## 告 示

青森県告示第六百五十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十一年十月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定期月日
八戸在宅クリニック ひなた薬局 大林歯科医院	八戸市大字岩泉町七 五所川原市字錦町一の一二 北津軽郡鶴田町大字鶴田字沖津一九五の一	平成二〇一 二・七 二・七
東通村歯科診療室	下北郡東通村大字砂子又字沢内九の四	二〇一 三・七

青森県告示第六百五十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十一年十月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

事業名称	事業者	事業所	指定期月日
医療法人仁泉会	主たる事務所の所在地 八戸市大字尻内町字直田八一	訪問看護ステーションえがみ 訪問看護ステーションえがみ	平成二〇一 三・六
"	"	八戸市大字妙字分枝三八の三 三戸郡階上町蒼前西七丁目九の四〇七	"

青森県告示第六百五十九号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十一年十月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	名称	所在地	指定年月日
特定非営利活動法人ケアサポートひまわり	弘前市大字泉野二丁目八の六	居宅介護	Dolan	弘前市大字泉野二丁目七の一	平成三〇・一	
特定非営利活動法人ケアサポートひまわり	弘前市大字泉野二丁目八の六	重度訪問介護	Dolan	弘前市大字泉野二丁目七の一	"	
社会福祉法人拓心会	五所川原市大字水野尾字懸樋二二の三	就労継続支援B型	ワークのれそ	五所川原市大字水野尾字懸樋二二の一	"	
株式会社WEST	青森市浪岡大字銀字杉田六二の一	居宅介護	訪問介護サービス	弘前市大字中野五丁目二五の五	"	
株式会社WEST	青森市浪岡大字銀字杉田六二の一	重度訪問介護	訪問介護サービス	弘前市大字中野五丁目二五の五	"	
社会福祉法人一葉会	弘前市大字福村八字新館添五〇の八	生活介護	はるなの里福祉センター	弘前市大字自由ヶ丘三丁目一五の二	"	

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三

項の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年十月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ホームセンターツルヤ大間店  
下北郡大間町大字大間字上野四三の一
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	株式会社ツルヤ北海道函館市湯川町三丁目二四 代表取締役 西崎康博	変更後	株式会社ツルヤ北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一四〇 代表取締役 西崎康博	変更年月日	平成三〇・九・一
-----	-------------------------------------	-----	--	-------	----------

- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	株式会社ツルヤ北海道函館市湯川町三丁目二四 代表取締役 西崎康博	変更後	株式会社ツルヤ北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一四〇 代表取締役 西崎康博	変更年月日	平成三〇・九・一
-----	-------------------------------------	-----	--	-------	----------

- 四 届出年月日  
平成二十一年九月二十五日
- 五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び大間町役場

2 期間

平成二十一年十月十四日から平成二十二年二月十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時三十分まで

ただし、大間町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十二年二月十四日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年十月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

変 更 前	ホームセンターツルヤ大畑店 下北郡大畑町大字大畑字中島八〇の二	年 月 日 更
変 更 後	ホームセンターツルヤ大畑店 むつ市大畑町中島八〇の二	年 月 日 更

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	年 月 日 更
変 更 後	年 月 日 更

株式会社ツルヤ 北海道函館市湯川町三丁目二四 の四 代表取締役 西崎康博	株式会社ツルヤ 北海道札幌市厚別区厚別中央三 条二丁目一の四〇 代表取締役 西崎康博	平成 三・九 一
---	---	----------------

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社ツルヤ 北海道函館市湯川町三丁目二四 の四 代表取締役 西崎康博	変 更 後	株式会社ツルヤ 北海道札幌市厚別区厚別中央三 条二丁目一の四〇 代表取締役 西崎康博	年 月 日 更
-------	---	-------	---	---------

四 届出年月日

平成二十一年九月二十五日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及びむつ市役所

2 期間

平成二十一年十月十四日から平成二十二年二月十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時三十分まで

ただし、むつ市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十二年二月十四日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

公 営 企 業

青森県病院局文書規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十一年十月十四日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第七号

青森県病院局文書規程の一部を改正する規程

青森県病院局文書規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

別表一中

30	青森県中央病院印	30	青森県立中央病院印
24	青森県つくしが丘病院印	30	青森県立つくしが丘病院印

「（通院証明専用）」を「（請求・証明専用）」とし、  
「（請求・証明専用）」を「請求・証明専用」とし、  
「（通院証明専用）」を「通院証明専用」とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

（発行者・発行人）  
青森市長島二丁目一番一号  
青森県

（印刷所・販売人）  
青森市第一問屋町二丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭